

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

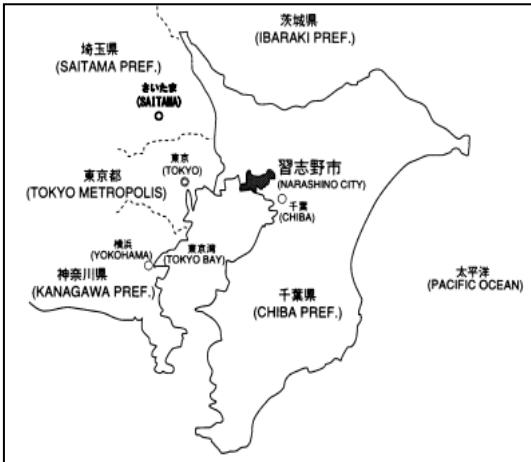
(1) 地域の災害リスク

(ア) 習志野市の位置・面積

習志野市は、千葉県の北西部に位置し、東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市と接し、南は東京湾に面している。海岸線は、千葉港の一部を形成しています。
市域は、東西 8.9km、南北 6.2km で北東半部が関東ローム層で覆われた台地で、南西半部が埋立地や海岸平野からなっており総面積は、20.97 km²の都市です。

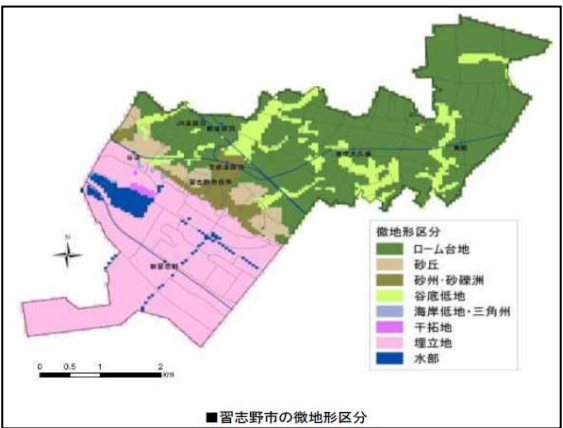
◆本市の位置等（参考：「令和元年版習志野市統計書」より引用）

東 端	経度（東経） 緯度（北緯）	140° 05′ 06″ 35° 42′ 14″
西 端	経度（東経） 緯度（北緯）	139° 59′ 11″ 35° 39′ 37″
南 端	経度（東経） 緯度（北緯）	140° 01′ 10″ 35° 39′ 10″
北 端	経度（東経） 緯度（北緯）	140° 04′ 06″ 35° 42′ 31″
面 積		20.97 km ²
広 ぼう	東 西	8.9km
	南 北	6.2km
海 抜	最 高	30.6m
	最 低	0.8m



(イ) 地形・地盤

習志野市の地形は、台地とそれらを刻む谷底平野(谷津)、さらに海岸平野、埋立地よりなります。地盤は、概ね地形に対応しますが、次表に示すような地層が重なり合って構成されています。このうち成田層を除く地層は、地層のしまり具合や硬さを表す指標であるN値が小さいため、地層が厚く重なるところでは、地震時の「揺れ」が大きくなり、建物などの被害が大きくなる特徴があります。
また、砂層（例えば砂州堆積物）が分布するところでは、地震時に砂が流動する「液状化」が発生しやすく、建造物や盛土の不同沈下や地割れなどの恐れがあります。



◆市域に分布する地層の特性（「習志野市地域防災計画」より抜粋）

大区分	小区分	構成物質	層厚(m)	N 値
台地の地盤	砂丘砂	細粒砂	1～3	3～5
	関東ローム層	火山灰起源の粘性土	3～6	3～5
	常総粘土層	火山灰起源の砂質粘土	2～4	3～5
	成田層	中粒砂、シルト	30 以上	0～50 以上
低地の地盤	腐植土層	腐植土	3～5	0～1
	シルト～粘土層	シルト、粘土層	2～10	0～3
	砂州堆積物	中粒砂	2～5	3～5

(ウ) 気候

習志野市の気候は概ね温暖で、海洋性気候に属しています。
年平均気温が 16.8℃（令和 3 年～5 年：令和 6 年版習志野市統計書）、
年間平均降水量は 768.5mm（令和 3 年～5 年：令和 6 年版習志野市統計書）、
風向は冬に北西の風、夏に南西や北東の風が卓越しています。（習志野市消防年報
令和 3 年版）。

(エ) 想定される災害リスク

(i) 地震動・液状化：ハザードマップ・J-SHIS

令和 4 年度習志野市防災アセスメント調査では、マグニチュード 7 級である「千葉県北西部直下地震」を想定し、地震被害想定を行いました。
また、千葉県においても、県は平成 26・27 年度に千葉県地震被害想定調査にて、千葉県北西部直下地震（M7.3）の想定を行っています。

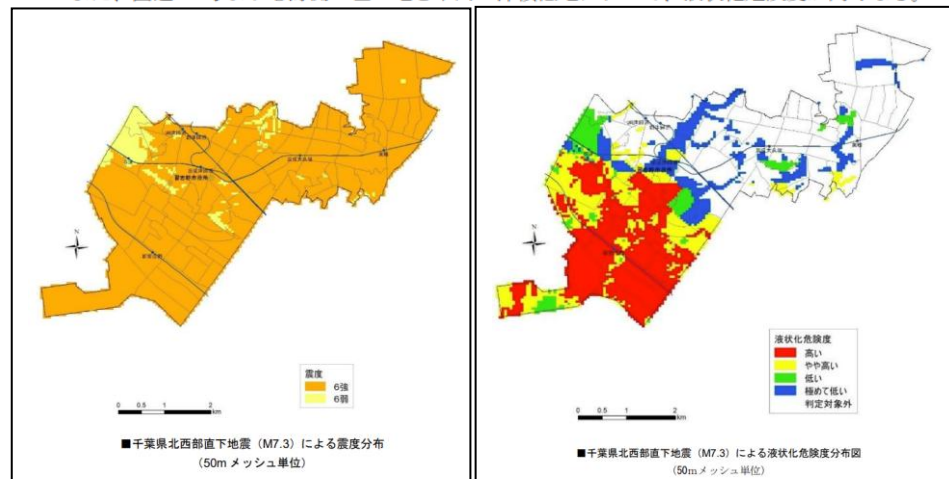
◆被害想定結果

【以下、習志野市地域防災計画（震災編）より】

(1) 地震動・液状化

「千葉県北西部直下地震」による市内の地震動の強さは、震度 6 弱から 6 強である。震源域から距離が近いこと、市北西端の谷津 5、6 丁目付近などを除くほぼ全ての地域で震度 6 強の強い揺れに見舞われる。

また、国道 14 号よりも海側の埋立地と市内の沖積低地において、液状化危険度が高くなる。



(2) 揺れによる建物被害

建物棟数 (棟)	全壊棟数 (率%)		半壊棟数 (率%)	
37,195	2,370	(6)	5,672	(15)

(3) 液状化による建物被害

建物棟数 (棟)	全半壊棟数 (率%)	
37,195	27	(0.07)

(4) 地震火災被害

建物棟数 (棟)	焼失棟数 (率%)		全壊を除く焼失棟数 (率%)	
37,195	2,985	(8)	2,756	(7)

(5) ライフライン被害

1) 上水道被害

供給人口 (人)	1日後の 断水人口 (人)	1週間後の 断水人口 (人)	2週間後の 断水人口 (人)	1ヶ月後の 断水人口 (人)
175,065	128,708	93,415	56,749	15,438
断水率 (%)	74	53	32	9

2) 下水道被害

下水道処理人口 (人)	1日後の 機能支障人口 (人)	1週間後の 機能支障人口 (人)	2週間後の 機能支障人口 (人)	1ヶ月後の 機能支障人口 (人)
175,065	110,813	67,776	34,441	8,127
機能支障率 (%)	63	39	20	5

3) ガス管被害

全建物棟数	1日後の ガス停止棟数 (棟)	1週間後の ガス停止棟数 (棟)	2週間後の ガス停止棟数 (棟)	1ヶ月後の ガス停止棟数 (棟)
37,195	36,997	36,857	35,786	24,440
機能停止率 (%)	99	99	96	66

4) 停電の状況

全建物棟数	被災直後の停電軒数 (軒)	1日後の停電軒数 (軒)	1週間後の停電軒数 (軒)
37,195	35,739	21,549	766
停電率 (%)	96	58	2

5) 電柱・電話柱被害

電柱被害			電話柱被害		
電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	電話柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)
12,731	2,472	19.4	7,153	1,389	19.4

(6) 交通施設被害

1) 緊急輸送道路の被害

緊急輸送道路種別	道路延長 (km)	被害箇所数 (箇所)
緊急輸送道路1次路線	17.9	2
緊急輸送道路2次路線	9.8	1
習志野市災害時重要路線	12.1	1
合計	39.7	4

※合計は、小数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある。

2) 橋梁の被害

名称	被害状況
荒沼中央跨線橋	落橋・大被害
千鳥橋	落橋・大被害
谷津第一跨線橋	落橋・大被害
菊田川2号橋	落橋・大被害
菊田川3号橋	落橋・大被害
新京成跨線橋	落橋・大被害
袖ヶ浦2号立体橋	落橋・大被害
荒沼西跨線橋	落橋・大被害
あじさいばし	中規模被害
荒沼東跨線橋	落橋・大被害
東15号橋	落橋・大被害
まろにえ橋	落橋・大被害
ふれあい橋	落橋・大被害
菊田川1号橋	落橋・大被害
しらさぎ橋	大規模被害
中央公園橋	中規模被害

(7) 人的被害

死者数 (人)	負傷者数 (人)	
	うち重傷者数 (人)	
226	1,527	174

(8) 避難人口

1日後			1週間後		
避難者数 (人)			避難者数 (人)		
	避難所	避難所外		避難所	避難所外
38,928	23,357	15,571	57,255	28,628	28,628
2週間後			1ヶ月後		
避難者数 (人)			避難者数 (人)		
	避難所	避難所外		避難所	避難所外
65,762	26,305	39,457	49,967	14,990	34,977

(9) 帰宅困難者

区分	帰宅困難者数（人）					合計
	千葉県	東京都	茨城県	埼玉県	神奈川県	
習志野市内に通勤・通学する他の市区町村民	9,886	3,458	389	1,427	574	15,734
他の市区町村に通勤・通学する習志野市民	7,259	13,486	99	746	1,912	23,502

(10) 震災廃棄物

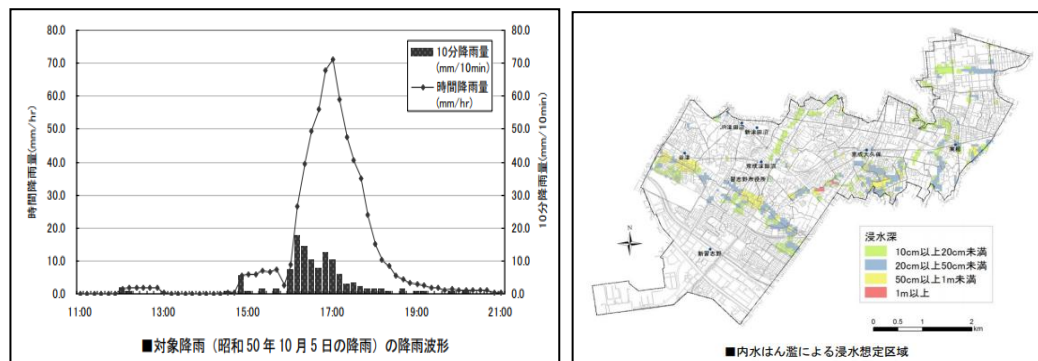
	木造	非木造	火災による焼失	合計
重量（トン）	246,273	317,061	168,258	731,591
体積（㎡）	467,918	202,919	319,689	990,526

※合計は、小数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある。

(ii) 水害（内水はん濫）：ハザードマップ

下水道の雨水排水能力を上回る降雨による浸水と、河川へ放流できないことによる浸水を想定し、習志野市は平成 22 年度に内水浸水想定区域図を作成しました。浸水シミュレーションの対象降雨として、一時間当たりの降雨量が 71.0mm と過去最大であった「昭和 50 年 10 月 5 日の降雨」を設定し、この計算結果と過去の浸水実績を重ね合わせて浸水想定区域を設定しました。

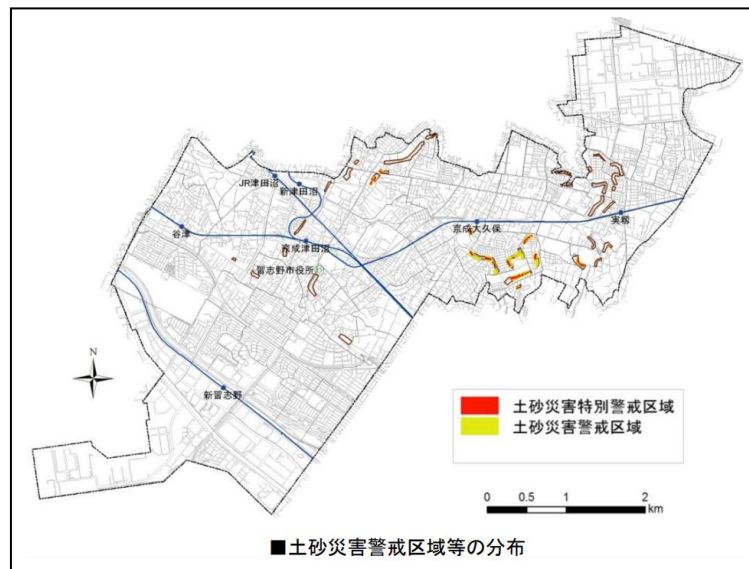
◆習志野市地域防災計画より抜粋



(iii) 土砂災害：ハザードマップ

習志野市内には、土砂災害警戒区域が 63 か所（うち土砂災害特別警戒区域 52 か所）指定されています。（令和 6 年 3 月 15 日最終指定）

種 別	箇所数
土砂災害特別警戒区域	63 か所
土砂災害警戒区域	（上記のうち）52 か所



(iii) 台風：ハザードマップ

習志野市では、大きい流域をもつ河川がないため洪水等の水害による大きな被害は発生していませんが、これまでに台風や前線など大雨により、谷底平野で局地的な浸水被害が発生しています。

台風に起因しての、水害（内水はん濫）や土砂災害、沿岸部の高潮、市街地での倒木や建物の損壊が想定されています。

◆令和元年房総半島台風（台風第 15 号）の被害状況

区 分	内 訳
人的被害	軽症者 4 名
崖崩れ	なし
火災	なし
倒木等	倒木 122 件、枝折れ 131 件
住家被害	半壊 6 件、一部損壊 318 件
被住家被害	全壊 1 件、半壊 1 件、一部破損 12 件
道路被害	交通規制箇所 3 か所
停電	延べ約 500 戸

(iv) 感染症：習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画

本計画の対象とする新感染症は、既知の感染症と病状、治療結果等が明らかに異なるもので、病状の過程が重篤で、まん延により生命及び健康に重大な影響を与える恐れのあるものを指します。

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（A/H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、

社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまでさまざまな場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

市行動計画を策定するにあたっては、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を、本市（平成 22 年国勢調査では、習志野市人口 164,530 人で全国人口 128,057,352 人の 0.13%）に当てはめることで、被害想定を行いました。

◆主な被害想定結果（「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」より）

表1 【被害想定条件】

- 罹患率：25%（国・県想定と同様）
- 致命率：中等度 0.53%、重度 2.0%（国・県想定と同様）

		国	千葉県	習志野市
医療機関受診者数		1300 万～ 2500 万人	63 万～ 121 万人	1 万 7 千～ 3 万 3 千人
入院患者数	中等度	約 53 万人	約 2.6 万人	約 690 人
	重度	約 200 万人	約 9.7 万人	約 2,600 人
死亡者数	中等度	約 17 万人	約 0.8 万人	約 220 人
	重度	約 64 万人	約 3.1 万人	約 830 人
1 日当たり 最大入院患 者数	中等度	約 10.1 万人	約 0.49 万人	約 130 人
	重度	約 39.9 万人	約 1.94 万人	約 520 人

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数等 : 4,061 事業所 (令和 6 年版「習志野市統計書」より)
- ・ 小規模事業者数 : 2,364 事業所【令和 3 年版「経済センサス」
(県補助金運用の算出方法により県が独自集計) より】

◆内訳

業 種	事業所数	小規模事業者数
農業・林業	3	3
建設業	279	257
製造業	153	110
電気・ガス・水道業	3	2
情報通信業	52	43
運輸業・郵便業	142	71
卸売・小売業	858	434
金融・保険	51	37
不動産・物品賃貸	369	351
学術研究	219	167
宿泊・飲食サービス	489	272
生活関連サービス・娯楽	414	341
教育・学習支援	250	107
医療・福祉	517	83
複合サービス	14	13
サービス	229	73
(公務)	19	-
合 計	4,061	2,364

2. これまでの取組み

(1) 習志野市の取組み

(ア) 習志野市防災アセスメント調査 (令和 5 年 3 月)

令和元年房総半島台風 (台風第 15 号)、令和元年東日本台風 (台風第 19 号) 及び千葉県等が公表する各種風水害・土砂災害の危険性に関する現状整理を行い、災害特性に基づく防災上の問題点と防災対策の方向性を取りまとめています。

同調査における想定地震は、平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査において千葉県が設定した地震の中で、習志野市に最も大きな影響を及ぼす「千葉県北西部直下地震 (M7.3)」を採用しています。

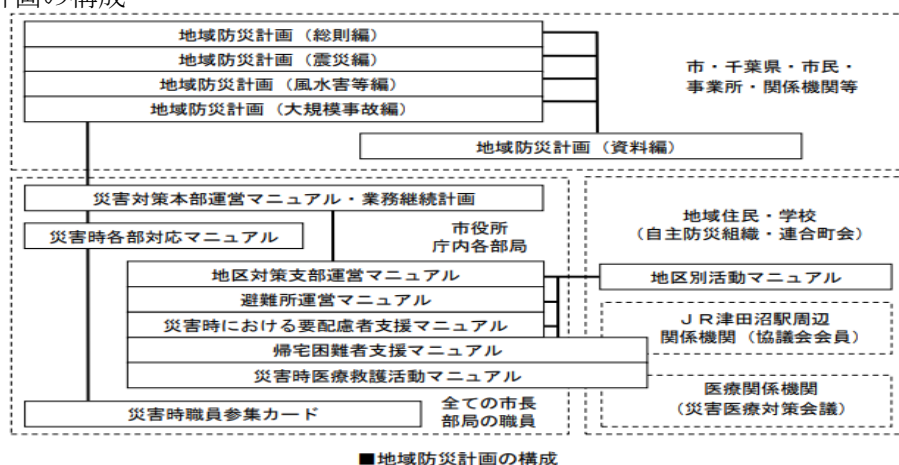
(イ) 習志野市防災対応方針 (平成 24 年 10 月)

平成 23 年度習志野市防災会議で承認を得た「地域防災計画修正の方向性 (主な 10 の課題に対する対策) 及び東日本大震災の検証報告書で整理した「8 つの課題」、また、国が修正した「防災基本計画」や千葉県が修正した「千葉県地域防災計画」の修正内容と整合性を図り、習志野市が行うべき防災対策の重点方針を 12 項目にまとめたものです。

(ウ) 地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、習志野市防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であって、市・千葉県・市民・事業所・関係機関等の災害対策に関わる全ての者がその有する全機能を有効的に発揮して、市域における災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として策定されました。

◆計画の構成



(エ) 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成 28 年 4 月）

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

本計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、本市の特性を加味し、対策の選択肢を示したものです。

習志野市においては、2014年（平成26年）2月に策定された「習志野市の危機管理指針」における4つの危機（①災害、②武力攻撃事態等及び緊急処理事態、③新型インフルエンザ等感染症、④その他）のうちのひとつとして、新型インフルエンザ等対策を位置付けています。

(オ) 習志野市総合防災訓練

大地震想定による「災害時の行動や活動の習得」と、市民・市役所・関係機関の連携による「自助・共助・公助の確認」及び地域間でのコミュニケーションによる「地域住民間の顔見知り関係の構築」を目的として、全ての避難所において実施しています。

(カ) 防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、習志野市ホームページにおいて情報提供に取り組んでいます。提供しているコンテンツは以下のとおりです。

- ・災害時における福祉避難所について
- ・東日本大震災関連情報
- ・危機管理
- ・緊急情報サービス「ならしの」
- ・災害情報
- ・防災、防犯情報
- ・全国瞬時警報システム(Jアラート)
- ・国民保護
- 他

(キ) 防災備蓄品

区 分	品 目
食糧・飲料水	サバイバルフーズ、飲料水、アルファ化米 等
生活必需品	毛布、おむつ、携帯トイレ、生理用品 等
避難所開設・運営資機材	炊き出し釜セット、発電機、ポリタンク、バケツ、仮設トイレ、投光器セット 等
救助救出資機材	バール、のこぎり、ハンマー、携行缶、救急セット、スコップ、軍手 等
生活環境確保資機材	パーテーション、マットレス、組立てトイレ 等
その他	自転車、手指消毒液、土嚢、防災ラジオ、マンホールトイレ便座セット、単三乾電池 等

(2) 習志野商工会議所の取組み

(ア) 大規模地震等災害時緊急行動マニュアルの作成（平成23年9月、令和4年9月改定）

下記の基本方針のもと、震災・災害をはじめとするときの行動計画を策定し、実施・運用をしてきました。

人命の安全の最優先

いつ、いかなる場合においても、来訪者・事務局職員及び会員の安全確保・安否確認を最優先とします。

会議所機能の維持・復旧

① 商工会議所活動の速やかな再開

発災時、職員は率先して二次災害防止、早期業務再開に努めます。

② 会員企業等の事業継続・復旧支援

地域総合経済団体としての適切な情報発信・情報提供ができるように、被害状況調査・緊急相談窓口を通じ、地域商工業者へ積極的な情報提供を行い、会員企業等の経営への影響が最小限となるように努めます。

関係機関との連携

緊急要望の実施など、行政への働きかけを行うほか、行政や関係諸機関と協同して災害復旧に対処します。

危機管理体制の見直し

防災・危機管理の主軸としての行動マニュアルを策定し、定期的な見直し、継続的な改善を行います。

(イ) コロナウイルス感染予防対策マニュアルの作成（令和 2 年 9 月）

下記の基本方針のもと感染予防マニュアルを策定しました。

コロナウイルスに罹らない・うつさない

職員は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症防止対策に繋がることと認識し、対策に係る体制や防止策を整備します。

新しい生活様式に対応した環境整備や取り組み

職員は、感染防止と地域・経済活動の回復を並行して行い、新しい生活様式を取り入れた環境整備を早急に実践し会員事業所の支援策を展開します。

危機管理体制の見直し

職員は、危機管理について定期的な見直しや継続的な改善を行うことで、危機管理への意識を高めます。

(ウ) 事業継続計画（BCP）に関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、新たに防災・減災に取り組む管内小規模事業者に対して専門家派遣を行い、その中で防災知識の普及啓発・周知だけでなく、事業継続力強化計画の策定推進を行ってきました。

(エ) 事業継続計画（BCP）策定セミナーの開催

習志野商工会議所の主催で、事業継続力強化計画の策定セミナーを開催しているほか、関係機関等が主催するセミナーに関して、管内事業者への周知や実施協力を行っております。

(オ) 損害保険への加入促進

- (i) 全国商工会議所中小企業海外 P L 保険制度
- (ii) 情報漏洩賠償責任保険制度
- (iii) 業務災害補償プラン
- (iv) 休業補償プラン

上記（i）～（iv）について、各損害保険会社と連携し、制度運営・普及の促進とあわせ、小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として普及・加入促進活動を行っております。

(カ) 防災備蓄品

※以下、令和 7 年 6 月時点での備蓄品の一部です。

区 分	品 目
食糧・飲料水	飲料水、アルファ化米 等
避難所開設・運営資機材	発電機、ポリタンク、バケツ、等
救助救出資機材	ハンマー、携行缶、救急セット、スコップ、軍手 等
その他	自転車、手指消毒液、防災ラジオ、単三乾電池 等

3. 課題

(1) 小規模事業者における災害リスクの認知不足

習志野商工会議所において、これまで市内小規模事業者に対する防災知識の普及啓発・周知を続けてきましたが、未だ所在地にどのような災害リスクがあるかを知らない事業者も多く、災害リスクの認知や浸透が遅れているように感じています。

(2) 行政との連携・協力体制の不足

以前から、自然災害が発生した後の管内商工業者の被害状況報告は実施しているものの、習志野商工会議所と習志野市との協力体制は確立されていないのが現状です。

(3) 平時・緊急時対応におけるノウハウやスキルの不足

以前と比べ、大規模地震等災害時緊急行動マニュアルや、コロナウイルス感染予防対策マニュアルの作成と通じて、災害リスクの認知や浸透は進んでいるものの、平時・緊急時の対応を行うことのできるノウハウを持った職員は未だ少ないのが課題となっています。

(4) その他

感染症対策においては、新型コロナウイルスの流行の経験を活かし、引き続き地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗い・うがいの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要です。

4. 目標

(1) 災害リスクの周知

事業継続力強化計画の策定推進などを通じて、小規模事業者に対する災害リスクの認識と理解を深めていただき、事前対策の必要性などについて更なる浸透を図ります。

(2) 行政との連携・協力体制の構築

発災時に当所及び当市の役割分担を明確化し、被災状況等の確認、情報の共有等連絡体制を構築するとともに、被災事業所への効率的な支援をするために支援内容を明確化します。

(3) 平時・緊急時対応におけるノウハウやスキルの習得

経営指導員をはじめ、職員自身がセミナーを受講するなどをして、防災や減災対策、備えに対する知識を身につける。

(4) その他

上記内容に変更の生じた場合は、速やかに千葉県へ報告します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 7 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・習志野商工会議所と習志野市の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

令和 7 年 4 月に修正された「習志野市地域防災計画」で掲げられて
いるとおり、当所の防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について、本計画との整
合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにします。

（ア）計画の適宜修正

（i）習志野市

地域防災計画について、機構改革や施設情報の更新、企業の名称変更
について、令和 7 年 4 月に一部修正しました。

（ii）習志野商工会議所

平成 23 年の東日本大震災を教訓に作成した、「大規模地震等災害時緊
急行動マニュアル（社会情勢の変化にあわせて平成 28 年 9 月一部修正）」
に引き続き、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、
令和 2 年 9 月に「新型コロナウイルス感染予防対策マニュアル（社会情勢の
変化にあわせて令和 5 年 4 月一部修正）」を作成しました。

（イ）小規模事業者に対する災害リスクの周知（習志野商工会議所）

- （i）巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所
の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事
業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明
します。
- （ii）事業者 B C P や事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の
推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行います。
- （iii）会報や市広報、ホームページにおいて、国・県・市の施策の紹介や、
リスク対策の必要性、損害保険の概要の紹介等を行います。
- （iv）事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する
行政の施策や損害保険の紹介、事業継続力強化計画策定セミナー
の開催等を行います。
- （v）感染症は、いつでも・どこでも発生する可能性があり、感染の状況も
日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマ
に惑わされることなく、冷静に対応することを周知します。

(vi) 感染症は、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施します。

(vii) 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供します。

(ウ) 習志野商工会議所自身の事業継続計画の作成

「大規模地震等災害時緊急行動マニュアル」「コロナウイルス感染予防対策マニュアル」を作成しました。今後も、社会情勢の変化や習志野市の地域防災計画等に整合するよう計画の適宜見直しを行います。

(エ) 関係団体との連携

経営支援事業を実行していく中で、日本政策金融公庫・千葉銀行等の各種金融機関、千葉県中小企業診断士協会等の支援機関との連携は密接に行っているところであり、普及啓発セミナーの共催やポスター掲示など広報活動の依頼を行います。

(オ) フォローアップ

事業者BCP策定支援の進捗について、経営指導員が巡回や窓口等で確認を行い、必要な場合は随時専門家を交えるなどフォローアップを行うほか、習志野市と共に状況確認や改善点等について協議します。

(カ) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（習志野市直下を震源とするマグニチュード7.3地震や台風・大雨等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもありません。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡します。

(ア) 応急対策の実施可否の確認

自然災害発災後3時間以内に職員の安否報告を行います。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会議所と当市で共有します）

感染症に際し、国内感染者発生後（患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態）には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行います。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出した場合、習志野市における感染対策本部に基づき、習志野商工会議所における感染症対策を行います。

(イ) 応急対策の方針決定

- ・習志野商工会議所と習志野市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決めます。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決めます。
- ・大まかな被害状況を確認し、24 時間以内に情報共有します。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	・管内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	A：緊急相談窓口の設置、相談業務 B：被害調査、経営課題の把握業務 C：復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	・管内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	A：緊急相談窓口の設置、相談業務 B：被害調査、経営課題の把握業務
ほとんど被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

(ウ) 後述< 3. 発災時における連絡体制>に基づく連絡

※後述の連絡体制図参照

発災後～1 週間	1 日に 2 回共有
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有
2 週間～1 か月	2 日に 1 回共有
1 か月 以 後	3 日に 1 回共有

- ・感染症にあつては、習志野市で取りまとめた「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施します。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

(ア) 中小企業関係被害状況調査及び連絡体制

自然災害発生時に管内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築します。

なお、被害情報の収集・報告内容については、発災内容により異なることが想定されます。

(i) 災害発生直後の情報収集（発災後から3日目位を目安）

人命優先、安全確保の上、被害情報を収集します。

※以下、報告内容例

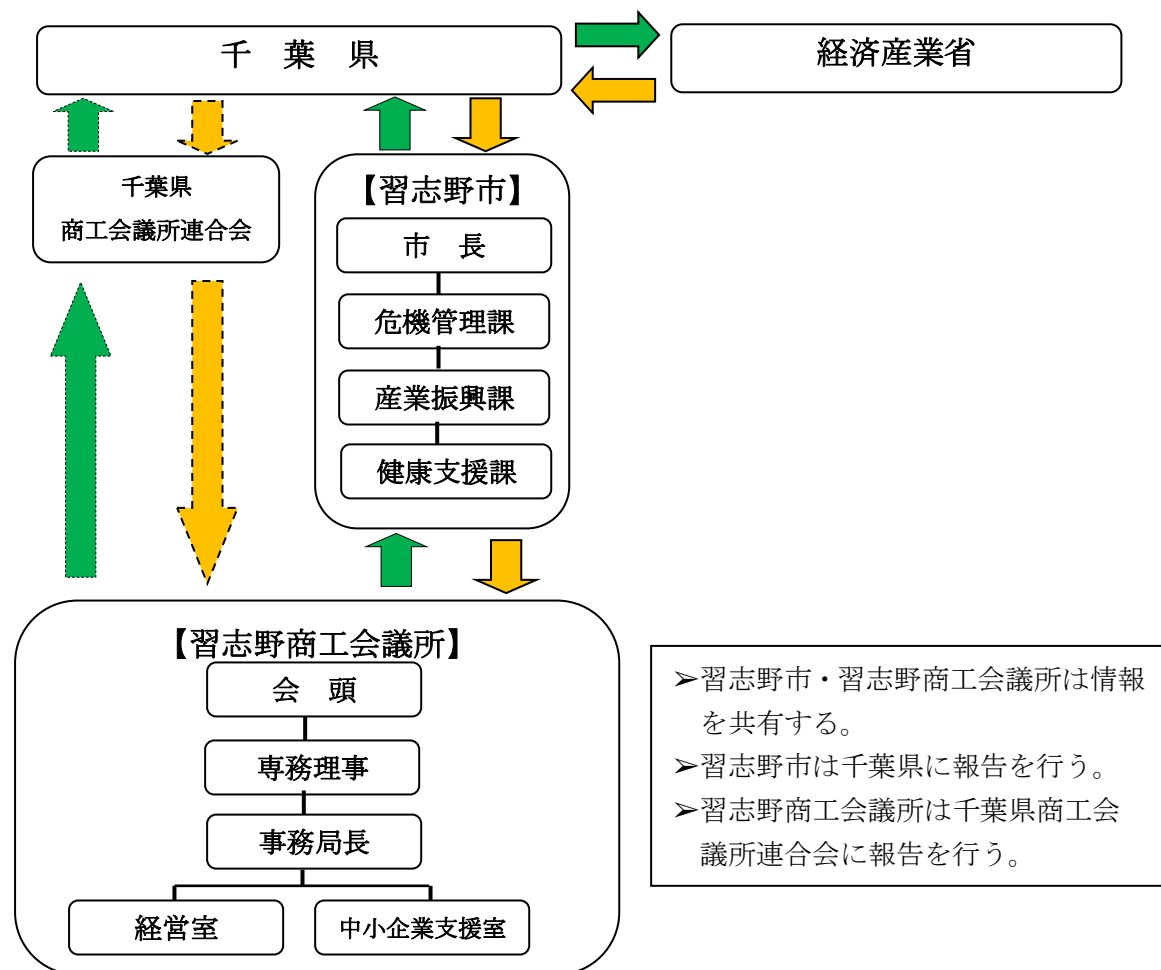
- ・〇〇地区で、〇社程度、工場の屋根が飛ばされるなどの被害が発生している。
- ・〇〇地区で工場と事務所が倒壊し、火災が発生し、近隣の工場にも被害。
- ・〇〇地区と連絡が取れない。(道路寸断、電気・水道等、断絶)

(ii) 災害対策の基礎資料（激甚災害の指定等）として、中小企業関係被害状況調査の連絡があった場合

- ① 習志野市は商工会議所に対し、中小企業被害状況調査（被害件数、被害額等）の報告の協力を依頼します。
- ② 習志野市は、商工会議所と連携して、中小企業被害状況調査を実施し、県へ報告します。
- ③ 商工会議所からの報告をもとに被害状況を取りまとめ、県に報告する。また、必要に応じて、市災害対策本部会議への報告や他関係機関と情報を共有します。
- ④ 調査報告後、必要に応じて継続調査を実施することがあります。

(iii) その他

- ① 共有した情報を、千葉県の方法にて習志野市から千葉県へ報告します。
- ② 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、習志野商工会議所と習志野市が共有した情報を千葉県の方法にて習志野市から千葉県へ報告します。
- ③ 各種被害状況調査については、調査項目等に関し都度内容が変更されることがあります。



(4) 発災後の管内小規模事業者に対する支援

- (ア) 緊急時の組織体制を速やかに構築するとともに、相談窓口を開設します。
- (イ) 相談窓口や被害状況調査を通じ、管内小規模事業者へ融資制度内容を含め適切な情報発信・提供を行います。
- (ウ) 国や千葉県、習志野市の復興支援策について管内小規模事業者へ周知します。
- (エ) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や、相談窓口の開設等を行います。

(5) 小規模事業者に対する復興支援

- (ア) 千葉県の方針に従って、習志野市とともに復旧・復興の方針を定め、被災小規模事業者に対する支援を行います。
- (イ) 被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県に相談します。
- (ウ) 国・県・市における公的制度が円滑に受けられるよう支援体制を整備し、専門家とも連携した支援を行うとともに、これらに必要なセーフティネット保証や罹災証明等の取得支援を実施します。

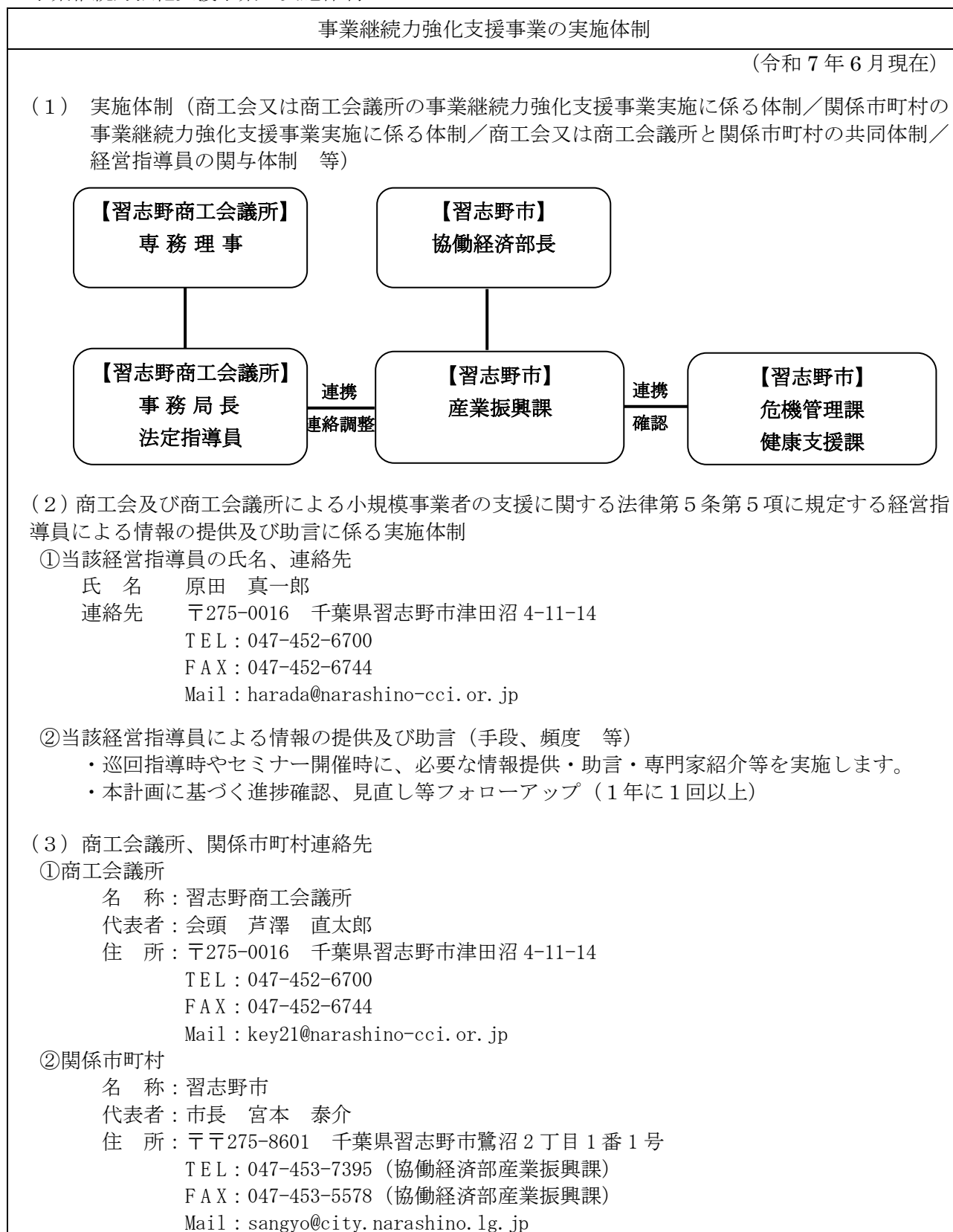
- (エ) 商工会議所会報やホームページ等により、一定期間継続的に公的制度に関する情報、感染症拡大の際には感染予防に関する情報等を発信します。
- (オ) サプライチェーンの影響を受けた小規模事業者の取引等に関して、商工会議所の会員ネットワークを活用するほか、市内業種団体等とも連携して情報提供を行います。

(6) その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告します。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	385	385	385	385	385	385
・ 専門家派遣	165	165	165	165	165	165
・ セミナー開催	220	220	220	220	220	220

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金収入、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。